

多摩市医療的ケア児（者）連携推進協議会 令和6年度第4回 要点録

日 時	令和7年2月20日（木） 18:30～20:00	場所	多摩市役所 西庁舎第7会議室
出席	新垣、市川、影近、富田、根本、中村、野口、上原、五味、医療的ケア児保護者2名		
事務局	障害福祉課 発達支援室 子ども・若者政策課 健康推進課		
記録者	事務局（障害福祉課）		
項目	1 事務局より報告 2 議題 令和6年度までの協議会の振り返りと令和7年度以降の方向性について 3 次回日程について		
	詳細		
1 事務局より報告	○多摩市認可保育所等医療的ケア児支援に関するガイドラインの改定について 【事務局（子ども若者政策課）】 昨年末の12月の時にも一度、ご報告をした。多摩市認可保育所等医療的ケア児支援に関するガイドラインを令和5年3月に初回発行しており、このたび令和7年3月で改定をしたいと思っている。 今回改定の要点を6点まとめた。 ① ガイドライン名の変更 国のガイドラインでも、預け入れるだけではなくて、受け入れた後のその先の支援というところも必要だと考えているので、「医療的ケア児の支援に関するガイドライン」と名称を変更する。 ② 理解しやすい内容へ 認可保育所等となっているのを保育所などと、一般の方が少しでも読みやすいように工夫して表現を少し柔らかにするという形で書いてある。 また、図についても時期とか必要な手続きが分かりやすいシートのレイアウトに変更したいと思っている。 ③ 新規と継続時の手続き 現在、継続についても新規の際と同じ手続きとしているが、内容に変更のない場合は、保護者にとっても時間がかかってしまうことを考えて簡素化をしたいと考えている。 継続的に症状が変わる場合は、手続きがもう少し必要になる。主治医の意見書を年に1回もらうことは必要。受入れの会議の際に医療関係者の方の意見も含めて決定していきたい。 ④ 在籍連絡票の廃止と災害時の対応 東京消防庁で取り扱っていない項目があった。これは在籍連絡票という様式を使っていたが、廃止する。保育所で、いざというときのために災害対策支援シートと支援書を持		

	ち出しに備えることとしたい。 ⑤ 対応会議の医療職の参加 対応会議の委員に医療従事者、医療関係者を含めた。 ⑥ 組織名称の変更 組織名称が子育て支援課から子ども若者政策担当課に変わった。 【委員】 主治医意見書の期間は通常、半年とか1年とかという期限を書く欄がない。 【事務局（子ども若者政策課）】 申し込みの時に書いていただく意見書と指示書がある。 【委員】 指示書の期限は、どのくらいに設定されるか。 【事務局（子ども若者政策課）】 1年としている。 【委員】 注入の時間の枠が2個だけだと足りないと感じる。例えば訪問看護師が手伝いに来たりというのを、どのくらい想定されているのか。 お家でやっているケアしかやらないのか、保育園ではこういうケアをやってほしいというところまで容認されるのか線引きをある程度作っておく必要がある。 【事務局（子ども若者政策課）】 指示書に関しては、運用する中で整理して、次回以降の検討にしたい。 原則は家庭できる範囲というところになる。 【会長】 日常的に家庭内の実施範囲で行うことと思っている。 【委員】 学校では今、ミキサー食の注入というのが始まっている。 保育園では、離乳食を作ってるので、いわゆるペースト食みたいなものを注入用に提供することもできるのではないと思う。 保育園や学校とのラインを上手に引くことは大事と思う。 【事務局（子ども若者政策課）】 示し方は難しいと思っている。園と保護者と市とで相談の上で決めていく。 【委員】 子どもは成長するのでとても状況が変わっていく。園が慣れてくればこのぐらいはできるかと思ってくれればステップアップをしていった方がいいと思う。支援を変えるのであれば、きちんと指示書をもう一回出し直してステップアップする枠組みは必要。ステップアップもできるような選択肢を設けるとよい。 【事務局（子ども若者政策課）】 指示書に書いてある内容しか対応できないと話している。もし何か新しいことを増やすとなると指示書を取り直していただくのは大前提でやっている。密に保護者とコミュ
--	--

	ニケーションを取ってもらいながら行っていく。寄り添いながら、ラインは守っていたきながら今運用している。 【委員】 胃ろうのチューブを通してペースト食を流すことと、お口から食べる両方がある。ここの指示書にはミキサー食の注入について書かれていないので、もし口からということであれば、3月改定前にそれは必ず入れておいた方がいい。 【委員】 経口を少しやった後に胃ろうから入れるという人がある。 指示書を再発行するときにはお金がかかる。書き直しが多くなる指示書だと感じた。 【事務局（子ども若者政策課）】 指示書に関してはできるだけ保護者の負担なくできるようにと思っている。 様式に関してはご意見いただきながら改善していきたい。 今のペーストの話がもし早急にというところであれば、これは3月の改定に間に合わせるように、できればと思う。 【委員】 これは呼吸器の方、酸素の方は想定されていないのか。 【事務局（子ども若者政策課）】 制度上は含まれているが、医療的ケアの範囲についてが書き切れてない。 【委員】 安定している呼吸器の方とかもいるが、人工呼吸器の方は基本、受け入れない前提か。 【事務局（子ども若者政策課）】 日常的に医療的ケアをすることで集団保育が可能になることを前提にしていって、子どもの体調が悪いタイミングだけケアをするというところは想定していない。 【委員】 人工呼吸器が日常的なケアの方もいる。人工呼吸器をつけているけれども、普通に遊べる子もいる。ターゲットのお子さんが結構絞られていると感じる。使えない子が多いのではないかなと思う。 医療的ケアの子は、てんかんの子が多いので、指示書のどこに書くのか。 他の指示書より足りないなという感じがする。学校の指示書とか参考にされた方がいいのかなと思う。 【委員】 学校の指示書、つまり都の指示書は半年無料でできる。 そのため、学校の指示書は半年に1回更新して保護者の負担のないようにしている。 学校の指示書は、胃残の正常、経管栄養の記載について、細かく記載がある。もう少しスペースがあった方がいい。 液体の栄養剤などのミリリットル、グラムの標記の問題がある。実際に使用している測りが異なる場合がある。単位をうまく柔軟に対応する必要がある。 それから都から指示書の話があった。東京都のホームページの方の「医療的ケア指示書」
--	--

	を検索すると出てくるので、そちらを参考にされるといい。 【事務局（子ども若者政策課）】 いろいろご意見いただいたので再考させていただきたい。 ちなみにこの指示書に、追記する上である程度、備考のような自由記載欄みたいなのが一部あった方がよかったりするか。 【委員】 自由記載に書いてない。項目の中に追記をしていく。備考欄は、ほぼ無しでいい。 【委員】 その項目に上書きして記載する。その方が間違いない。 【事務局】 いただいたご意見をもとに訂正し直す。 【委員】 指示書のモデルみたいなのをいくつか提供させていただく。 【会長】 先ほどの医療的ケアの指示書の無料期間のようなことに関しては、恐らく東京都は半年に一回出ているのだろうと思う。訪問看護も保険適用なので半年に1回まで保険で無料である。保育園、学校、放課後等デイサービスなど更新期間を合わせていただいた方がいい。保護者の負担を考え対応できるといい。医療的な指示書に関しても学校は全て書いてると思っている。いろいろな書式をご提供いただいてご確認いただいてもいいと思う。 【委員】 人工呼吸器のことを想定していないと思うが、保育園のアンペア数はどうなっているのか。部屋のブレーカーが落ちるとかいう話も出てくるかもしれない。 【副会長】 災害時の個別支援計画の共有について、障害福祉課により協力体制があるといいのではないか。 令和5年度第4回で災害対策支援シートをハザードマップエリアの方、あと市民委員のご家庭がモデルでシート作成をしている。 しかし、災害シートの存在すら知らない方の方が多いかもしれない。 ここにあまり記載がないが、特に年長さんに上げられるお子さんに関しては、就学に関する支援のコメントが一言でもあるといい。就学先に引き継ぎができるかというところがすごく大事になっていく。 今回に関しては難しいかもしれないが、医ケアコーディネーターの参画というところも、表記はなくても組み込んでいき、うまくこういう生活をしてもらえるといいなと思っている。 【事務局（子ども若者政策課）】 就学後の連携について、現状、幼児教育、保育担当と教育部の連携の体制は、まだこれからというところになっている。
--	---

	今回の協議も踏まえて連携について、問題意識を持つようにし、調整が必要と思う。庁内で、相談等は速やかに進めていきたいと考えている。 【副会長】 全体の仕組みを作っていくという上では、この協議会がすごくキーになるというふうに思っている。ぜひとも教育との連携というところを教育委員会でも進めていただきたい。 【委員】 現在ある枠組みで、就学支援シートを利用し、それだけ記載するのはいかがか。 そのシートの中で、自由記載部分に医療的ケアのことを書いたり、こういうことをすると安全に生活できると記載するのがいい。 【委員】 図よりも関係機関のリストを出してもらうのが分かりやすいと感じる。図だと誰が何をしてくれるのかがピンとこないかと思う。 例えばこういうところが何々の相談を載ってくれるとか、ここで保育園申し込めるなどを掲載するといいのではないか。 それぞれの役割を書いてもらうとわかりやすくなると思う。 【委員】 就学前の話があったが、都立特別支援学校では、就学前の施設に学校の看護師が訪問させていただいて、お子様の様子やどんな医療的ケアが必要なのか 1,2 回様子を見させてもらう、ということが今スタートしている。 スムーズに学校で医療的ケアが進められるよう取り組みが始まっている。 【会長】 教育の部分との連携についてはご検討いただきつつ、子ども若者政策課が行っている対応会議に、多摩市内の教育関係の方がいないので、追加を検討できるといいと思っている。 【会長】 今回の 4 月から始まる改定に載せるかは、事務的なところもあるかと思うが、今月中を目途に踏み込んでいただいて意見がある委員は、障害福祉課あてにお願いします。 【事務局（子ども若者政策課）】 今後ともご意見をいただいて、2 年に 1 回の改定のみでなく、適正なタイミングで随時改定をしてブラッシュアップしていきたい。 保育園の園長会の中の看護師会でも確認をしてもらう予定。 最終的な改訂案については、改めて障害福祉課を経由して委員の皆さまへ展開させていただく。お手数ではあるが、改定案を確認していただき、ご指摘があればいただきたい。この確認を以って、部内での決定処理を進めていくこととする。 ○医療的ケア児全数調査について 【事務局（障害福祉課）】 全数調査は平成 31 年度に行った後実施していないためここで実施する方向である。調整
--	---

	をした結果、個人情報がある調査を行うことになった。来年度には改めて報告ができる予定。 ○医療的ケア児等コーディネーターの自治体設置について 【事務局（障害福祉課）】 次年度予算は、結果として確保することができなかった。準備を再度していく状況。財源確保の関係で協議会の回数を減らさせていただく予定をお話していたが、今まで通り年４回で来年度の協議会開催できるように、ご協力をお願いしたい。 来年度コーディネーターの配置の準備や他の事業をどのように進めていくのがいいのか、考えていきたい。 【委員】 現在、計画相談員がついて計画書を作っている状況。計画相談員と新しくできる医療的ケア児等コーディネーターにやってもらえることの違いや、どのような利用の仕方を想定しているのかを詳しく教えていただきたい。 【事務局（障害福祉課）】 医療的ケア児等コーディネーターは、計画相談員との役割とは別で設置するものになる。計画相談員は、障害福祉サービスの相談を担う。医療的ケア児等コーディネーターの配置に伴うコーディネーターの役割は、医療的ケア児等の家族が電話や窓口で相談をすることができる。また計画相談員が利用者の医療的専門的な知識の部分も含めてどうしたらいいのだろうという時に相談できる存在になる。 【委員】 利用者だけではなく、計画相談員の方が相談できる場所でもあるということか。 【事務局（障害福祉課）】 そのようなイメージである。 【委員】 民間に委託するので、今いる計画相談員と委託先の医療的ケア児等コーディネーターが委託先の相談窓口として対応するイメージか。 【事務局（障害福祉課）】 障害福祉サービスの計画相談員に関しては、これまでと同じ役割が続き、委託先する医療的ケア児等コーディネーターは計画相談員の業務を行うものではない。 【委員】 委託先の職員が、医療的ケア児等コーディネーターとして、委託先で対応するのか。市役所の職員が出向で委託先に行くのか。 【事務局（障害福祉課）】 現時点では市役所の職員が兼任する想定ではない。市内の医療ケアに詳しい事業者、今の想定だと一箇所を検討している。 【委員】 利用者の立場で考えると、今までの計画相談員と、もう一つ相談できる場所として医
--	--

	療的ケア児等コーディネーターがいる。いつもの計画相談員と相談しても解決できないこととかあった場合にはもう一か所、配置された医療的ケア児等コーディネーターに相談することができるということと思っている。 そのコーディネーターには、普通に相談してもお金はかからないのか。 【事務局（障害福祉課）】 市の委託費で対応していただく。 計画相談員はあくまでも障害福祉サービスを利用している方がお使いになっている。 医療的ケア児等コーディネーターは、障害福祉サービスを使っていないお子さんやまだ自宅で見るのが中心だったり、保育園だったりというお子さんの相談先ともなる。 医療機関から地域の移行時に、主に入院時だったら健康推進課が病院から出産後という点では、密に調整の上自宅に戻るっていうことがあると思う。 ただその後、地域でお暮らしになって安定した後、1歳過ぎだとか、幼児期になるとまた医療的な状況で、またさらに入院だとか、保育園だったり、ライフステージが変わる時に、医療的ケア児等コーディネーターが必要と考えている。 コーディネーターが一貫してその子の成長をライフステージに応じて関係機関が変わっても見守る体制が必要、と踏まえた上で医療的ケア児等コーディネーターの配置を考えている。 引き続き計画相談員は、医療的ケア児等コーディネーターと連携をしながら、市役所や他の医療機関と連携をし、その時のライフステージに応じて対応していくと考えている。 【委員】 委託先では相談担当は決まっているのか。それも担当制になるのか、そのとき相談したいときにいる方になるのか。 【事務局（障害福祉課）】 委託先の人員体制であるところもあるので、決まっていない。そこはご相談しながら考えていきたい。ただ一番大事なのは、毎回同じ説明を保護者がしなくてはいけない状況にならないように、一貫して情報を共有できるように、担当なのか、それとも共有するのかというところは検討したい。 2 議題 ○令和6年度までの協議会の振り返りと令和7年度以降の方向性について 【事務局（障害福祉課）】 令和7年度中には、研修以外にもイベントや当事者の方の参加というのも考えながら普及啓発のあり方というのを検討したいと考えている。 【委員】 イベント等普及啓発について、すごく大事なことだなと思う。誰をターゲットにするかを伺いたい。 保育園の医ケアのこともあるので、保育園関係者に研修をするのがよいと思う反面、災害のことにに関して研修するのがいいと感じる。多分広くやってしまうと誰も集まらない感じがするので何かこれをやった方がいいというテーマをいくつか挙げて現実的なもの
--	--

	を取り組むのはどうか。テーマを決め数年単位で行うのはどうか。 【会長】 普及啓発は、誰をターゲットにするのか、どんなテーマを目指すかというところはこの協議会内に十分話し合えたことはなかったと思う。 【委員】 誰がターゲットか。だが、困っているのは家族なので、こういうふうにみんなで話し合ってるというのを伝えるようなご家族に対しての普及はどうかと考える。別に「困ってません」って言われてるかもしれないが。 災害について、障害福祉課と高齢支援課が協力して取り組んだらどうか。 【事務局（障害福祉課）】 高齢部門との連携、保育園との連携について、災害時の計画をどうしていくかこれから検討していく。 その中でどのようなイベント等の企画があるか、確認したい。 【会長】 包括的に様々なところと連携していくということも大切なことだと思う。 【委員】 災害時個別支援計画を作成し、今後訓練であるとかいろんな動きが始まると思う。その動きと連動し、対象を広げることを考えたり、引き続き協議会の中でも協議させていただけると非常にありがたいと思う。 また、研修を受けた医療的ケア児等コーディネーターが、実際に多摩市の医療的ケア児等コーディネーターとして活動するということによろしいのか。 実際に研修を受けた医療的ケア児等コーディネーターもこの協議会に来ていただき、話を伺えるとありがたいと思っている。 【事務局（障害福祉課）】 災害時個別支援計画、災害対策支援シートの作成は、非常に大きな課題として認識している。来年度以降、災害対策支援シートの作成について、また協議会で報告等をさせていただきながら進めていく。 先ほどの医療的ケア児等コーディネーターの配置は、1事業者に委託しようとしている。医療的ケア児等コーディネーターの要件として、東京都のコーディネーター研修を受けている方がいることを考えている。 委託し配置した医療的ケア児等コーディネーターとは別に、多摩市内で医療的ケア児等コーディネーター研修を受けていただいている方はいるので、その方とどう連携していくのか、考えながら進めていきたい。 連携をどのようにすればいいか考えるため、今年度初めて、多摩市内の計画相談員の医療的ケア児等コーディネーターの研修を受けた方々に、集まっていただき、意見を聞くということを行った。 【委員】 委託先ではない、医療的ケア児等コーディネーターの講習を受けた訪問看護ステーショ
--	---

	ンや計画相談員の方に、コーディネーター的なことの相談をする機関としては想定されていないのか。 基本的にする相談は委託しているところにして下さいということなのか。 もしくはそういった相談支援の方や他の訪問看護ステーションにコーディネーター的なことで相談した場合は経費や報酬はどうなっているか。 【事務局（障害福祉課）】 医療的ケアが必要なお子さんに関わってくださっている計画相談員は、医療的ケア児等コーディネーター研修を受けることによって、モニタリングや計画を立てるところでの加算が少しプラスになるというところもある。計画相談員が入っている方については、今まで通り障害福祉サービスの相談先で良いと考えている。 ただ、サービスにつながる前の段階やライフステージの節目で、ちょっと違った視点で相談してもいいかなって思う方もいらっしゃると思う。自治体側が医療的ケア児等コーディネーターを設置することで、相談の窓口が増え、対応の枠が広がると考えている。 【委員】 当事者としては、特に計画相談員で、モニタリングだけというのでも聞いてたりする。質問以上に相談をしたらかえって悪いかとか、正直思うことはある。逆にモニタリングはそんなに回数が多いと、生活に追われて忙しい面もある。モニタリングはそんなに頻繁じゃなくても大して変わらないので、そこにお金かけるよりは、相談して何かしてもらったときとかに報酬が発生したらいいのかなと思う。 サービスがいい形で動くように、みんなが Win-Win になる、そういう仕組みにうまくなっていったら利用している方も利用しやすいなと思う。 【会長】 計画相談員に関しては、あくまで障害福祉サービスを使う相談になる。退院時のカンファレンスがもしあったら計画相談員も当然行くが、そこに報酬はない。 完全に善意である。医療的ケア児等コーディネーターが配置されると、計画相談員とうまく役割分担しながら、医療的ケアの皆さんとご家族の皆さんが不利益にならないように生活が整っていくようなシステムになるといいと思う。 【委員】 東京都医療的ケア児コーディネーター支援体制整備促進事業というのがある。 これは医療的ケア児のコーディネーターの報酬体制が非常に脆弱であるというところから考えられた事業。 医療ではコーディネーターが入っていただきたいのは退院時の支援会議である。みんなと交わって情報共有をしていただいて、問題や不安を含めて共有していただき、それを地域に持ち帰っていただきたいというのがある。その時に報酬が全く出ないというのがコーディネーターの一番の問題点で、それに対して報酬を出すというのは、この東京都の仕組みである。 また多摩市では災害時の対応は大事なことだと思う。多摩川も近く水害が想定される地域だと思う。
--	--

3 次回日程について	先ほどの意見のように、特別支援学校が災害時の福祉避難所になる。実際どのように特別支援学校がどういう体制で対応するか、特別支援学校との連携を取っていくかということも一つの大きなテーマになっているかなと思う。現代の状況にあった災害対策というのは非常に大事になってきている。ほかの市町村の話を見ると自動車メーカーと協定を結んで、電気自動車を提供いただき、電力確保にご協力いただくという事例を聞いている。いろいろ考えていただいてもいいのではないかなと思う。災害対策に関しては何年かおきにアップデートしていった方がいい。 【事務局（障害福祉課）】 今回は令和 7 年度になる。 委員の皆様の任期は令和 7 年 3 月 31 日で終了となる。 新しい任期の委員の依頼については改めてご連絡させていただき、委員が確定後にまたご都合をお伺いした上で、次回の日程を決めさせていただきたい。 終了
-------------------	---